

追加給付金について

追加給付金について

国と和解した後に症状が進行した場合には、症状の進行に応じた追加給付金の支給を受けることができます。

無症候性キャリアの方や慢性肝炎で経過観察中の方など、たとえ現在の症状が軽い場合であっても、将来症状が進行する可能性があります。そのような場合に必要となる治療費の補償として、追加給付金の制度が用意されていますので、ご活用ください。

給付額

支給を受けることのできる追加給付金の額は、次のとおりです。

①20年の除斥期間内の軽度肝硬変、慢性肝炎、無症候性キャリアの方

上記の方が和解後に症状が進行した場合、進行後の症状に応じた給付金額から受給済みの給付金額を除いた残額の追加給付を受けることができます。例えば、無症候性キャリアの方が、和解後に症状が進行して慢性肝炎を発症した場合には、慢性肝炎に対応する給付金額 1,250 万円から既に給付を受けている 50 万円を差し引いた 1,200 万円の支給を受けることができます。

②20年の除斥期間が経過した軽度肝硬変、慢性肝炎の方

上記の方が和解後に症状が進行した場合、進行した病態に応じた給付金全額の支給を受けることができます。例えば、20年の除斥期間が経過した軽度肝硬変の方が、和解後に肝がんを発症した場合には、900 万円の支給を受けることができます。

③肝がん、重度肝硬変の方、感染者の方が亡くなっている場合

上記の場合、最高給付金額の 3,600 万円を既に受給しておられますので、追加の給付金は得られません。

除斥期間について

追加給付金を受けることができる期間に制限があり、病態の進行を知った時から 3 年以内に申請しなければいけません。既に病態が進行していることが判明している方はお早めに申請をご検討ください。

申請の手続について

追加給付金を受けるためには、病態が悪化したことを証明する医師の診断書等とともに所定の請求書を社会保険診療報酬支払基金に提出する必要があります。

なお、追加給付金の手続にあたっては必ずしも改めて国と和解をする必要はありませんが、病態の進行の判断が難しい場合も多く、弁護士へ依頼して再度訴訟を起こされることをお勧めします（弁護士に依頼される場合、追加給付金の 4% が弁護士報酬として支払われます。）。

また、一度追加給付金を受け取った後にさらに症状が進行した場合であっても、同様に申請をすることでさらなる追加給付金を受け取ることができます。